

両漢功曹考

仲山茂

はじめに

漢代における地方行政は、各郡・県に中央から派遣される長官・次官と地元出身の多数の属吏によって遂行される。属吏達の官秩は長官・次官よりも遙かに低いものでしかなかつたが、その幹部層の意向は地方行政に大きな影響を与えていたとされる。増淵龍夫氏は、こうした属吏幹部に地元の有力豪族出身の者が多いことに注目し、国家の地方統治が彼らのもつ社会的規制力を媒介として行われていたこと、また、彼らが長官らの恣意的暴政をチェックし、それに抵抗する役割を果たしたことなどを指摘する⁽¹⁾。こうした属吏幹部は一般に「右職」と呼ばれるが、その筆頭が、人事を担当する功曹である。

前漢後期以降の郡县属吏の機構を明らかにした厳耕望氏は、郡の功曹について、しばしば太守より郡政を委任されるほど、中央政府の宰相にも比すべき職であり、その実権は本来の次官である丞のそれを遙かに超えていたとする。⁽²⁾さらに増淵氏は、功曹による属吏の任用が地元社会の与論を背景としていたことを指摘し、そうした与論を生み出す自律的秩序が国家を内面から支え、動かしているとした⁽³⁾。このように功曹は、単なる人事担当の属吏に止まらない、地元社会を背景として中央派遣の長官に対峙する、郡・県の宰相だったと位置づけることができる。

しかしながら、東晋次氏は後漢時代の郡属吏の人事を検討し、功曹が人事の実権を握ったのは後漢も後になつてからであり、後漢前期の人事においては太守の自主性が強かつたことを指摘し、こうした変化の背景として有力豪族の勢力伸長

をあげている。⁽⁴⁾ 東氏の指摘からすれば、功曹のありかたは一定不变のものではなく、時代を下るにつれてその職の重要性が増していったとみることができる。東氏の見解は後漢に限定されたものではあるが、池田雄一氏・渡辺信一郎氏・佐原康夫氏は前漢時代、また両漢を通じた属吏一般について、教養不足や不正などの様々な問題があり、教育や増俸などの質向上の努力が中央政府や長官によつてなされたとする。⁽⁵⁾ 池田氏らの指摘からすれば、与論を背景に人事を行つ郡・県の宰相という功曹の姿は、属吏の質向上の結果形成されてきたとみることもできる。すなわち、これらの研究からすれば、厳耕望氏や増淵龍夫氏の描いた功曹の姿は、一定不变のものではなく、属吏や地元社会全体の変化の中で、形成されてきたものである可能性が高いといえよう。

このように、近年の研究は功曹のありかたが変化していくことを示唆するのではあるが、前後漢を通じた功曹の検討は未だ為されておらず、また、後漢の功曹の人事については東氏が検討しているものの、地元社会や長官との関係などについては更に吟味する必要があるようと思われる。功曹の存在は、漢代における、地方長官の体現する国家的秩序と、豪族の存在によって代表される社会的秩序の結節点として位置づけられてきた。それ故に功曹のありようを問うことは、地方長官と属吏層や地元社会の関係を問うことであり、さらに国家と社会の関係を問うことにもつながるだろう。以上の観点より本稿では、功曹の姿の変遷を明らかにし、さらにその背景を考察していきたい。

一、功曹像の変遷

文献において、功曹は前漢昭帝期（前八七～前七四）から現ればじめる。とはいへ、前漢における功曹の姿は、後漢のそれに比べて凡俗の小吏というイメージが強い。たとえば昭帝期、河東太守田延年が尹翁帰を属吏に任用しようとした際に、功曹は尹翁帰を「倨敖不遜」と田延年に注進するが、あつさり退けられている。⁽⁶⁾ また、続く宣帝期（前七四～前四九）、渤海太守龔遂が京師に呼び戻される際、議曹王生がついて行こうとしたのに対し、功曹が「王生は素より酒を嗜み、節度亡し。使いするべからず」と注進し、これも拒否されている。⁽⁷⁾ これらの逸話において、河東太守田延年・渤海太守龔遂の判断が正しかったことはいうまでもない。功曹は見識の狭い俗人といった役どころである。さらに成帝期（前三三～前七）、

左馮翊朱博の功曹は賄賂を受け取って不正な人事を行なおうとし、そのことを朱博に握られて恫喝される存在である。⁽⁸⁾これららの功曹達はいずれもその名さえも記されない小吏である。

しかしながら凡俗の小吏として描かれてはいるものの、前漢の功曹がやはり属吏の最高位であったことは間違いない。

たとえば『漢書』に立伝されている人物の中にも功曹に就任した者は存在するが、その一人である朱博の初期の官歴は次のようになる。まず元帝の頃（前四九～前三三）、県の亭長から功曹となり、廉に察せられて安陵丞に補され、官を去つた後、京兆尹において「曹史・列掾を歴し、出て督郵書掾と

為り」り、再びその職を去つた後に名をあげて郡功曹に任じられ、成帝初、大将軍王鳳の幕府属となるというものである（『漢書』卷八三朱博伝）。また、成帝の頃（前三三～前七）の鮑宣の官歴は郷嗇夫から守束州丞、「後、都尉・太守功曹」と為り、孝廉に挙げられている（『漢書』卷七二鮑宣伝）。

こうした立伝者の官歴から見る限り、功曹就任は孝廉察舉や將軍による辟召の直前に置かれており、郡県属吏におけるその地位の高さがうかがえる。さらに、元帝期、安定太守となつた王尊が「教を出して掾功曹に勅」し（『漢書』卷七六王尊伝）、成帝期、琅邪太守朱博に「功曹諸掾」が上申したとさ

れるように（『漢書』卷八三朱博伝）、掾史の中でも功曹は特に別格として記される。このことも功曹の地位の高さを示すといえよう。前漢の功曹は属吏の最高位であるものの、個々の逸話においては凡俗の小吏として描かれているのである。このような功曹の姿は、地方官府のみならず、丞相府をはじめとする公府においても確認することができる。

將軍府においては功曹が置かれたこともあるようだが、公府では府内の属吏人事を管轄する西曹が功曹に相当する役職である。成帝期（前三三～前七）、大将軍王鳳が宣帝期の御史大夫蕭望之の子の蕭育を「育の名父の子にして材能を著すを以」て功曹に除し（『漢書』卷七八蕭望之伝附蕭育伝）、哀帝期（前七～前一）の大司空何武が鮑宣を西曹掾に除して「甚だ敬重」したように（『漢書』卷七二鮑宣伝）、やはり公府においても西曹や功曹の地位はかなり高かつたようである。しかし、宣帝期（前七四～前四九）、丞相丙吉の馭吏が丞相車上で嘔吐し、この馭吏を罷免しようとした西曹を丙吉が押しつどめ、また、哀帝から平帝（前一～後五）の頃、大司徒馬宮の西曹が、職務怠慢だった属吏陳遵を罷免するよう上申した際、「此の人は大度の士、奈何ぞ小文を以て之を責めん」として馬宮が拒否した逸話が残される。⁽¹⁰⁾これらの話は先の河

東太守田延年や渤海太守龔遂の逸話と同構造であり、丙吉や馬宮の見識の高さを示している。地方と中央の違いはあっても功曹や西曹の役どころは等しく、細かいことにうるさい俗吏の代表である。彼らの行おうとする人事は、地元の与論に基づくものではなく、常識的な、それ故に卑俗ともいえる小吏の論理に基づいたものである。このような小物としての功曹は、両漢交替の混乱期を経て後漢になると次第に姿を消していく。

功曹がその重みを増していくのは王莽の專權期から両漢交替の混乱期にはじまる。漢の忠直の臣として王莽によって殺された鮑宣の子の鮑永は上党郡功曹となつたが、太守苟諫に漢室復興の策を述べ、苟諫の死後はその亡骸を郷里の右扶風に送つたといい、また後任の太守趙興が侍中を詐称した者に謁見しようとするのを強引に止め、その数日後、詐称者の手配書が下されたことで名を顯したとされる。⁽¹¹⁾ また、新が滅び、更始帝が即位し、使者を郡国に派遣した際、上谷郡功曹の寇恂は太守耿況のために、地位安堵に難色を示す使者から印綬を取り上げて耿況に授け、その後、王朗が起兵して光武帝が窮地に陥ったときは耿況に光武帝につくことを薦めて嘉納されている。⁽¹²⁾ さらに同じ頃、遵江卒正（蜀郡太守）の公孫述に

対し、功曹李熊は自立を薦め、公孫述が帝位につくや李熊は大司徒に任じられている。⁽¹³⁾

次に後漢時代の功曹の姿を、比較的在位年数の長い光武帝・明帝・章帝の前期（二五〇八八）、和帝・安帝・順帝の中期（八八〇一四四）、桓帝・靈帝・献帝の後期（一四六〇二一〇）に区分して見ていく。⁽¹⁴⁾ まず光武帝・明帝・章帝の頃に功曹として名をあげた人物として彭脩・郅惲・虞延・郭丹・韓棱・廉范・樂恢・趙勸等をあげることができる。このうち会稽郡功曹の彭脩は、些細な過失によって県の獄吏を殺そうとした行太守事西部都尉宰竈を諫めてかえってその怒りにふれた主簿鍾離意を宰竈に取りなし、汝南郡功曹の郅惲は、督郵繇延を顕彰しようとした太守歐陽歎を公衆の面前で諫め、陳留郡功曹の虞延は太守富宗の奢侈を諫めるというように、いずれも諫争の事績が残されている。これらは光武帝期（一五〇五七）の事例であるが、同時期に南陽太守杜詩によつて功曹に任じられた郭丹は「鄉人の長者」を薦めて自らは身を引くことで杜詩を感嘆させ、その人格の高潔さによって名を残している。⁽¹⁵⁾ 続く明帝期（五七〇七五）、潁川郡功曹の韓棱は中風の太守葛興に代わつて政事を執り、そのことが発覚して禁錮に処されるが、その行為が忠によるものであることを明帝に

認められて赦免されている。⁽¹⁹⁾ また、これも明帝期、隴西太守鄧融によって功曹に任じられた廉范は、獄に下された鄧融のために獄卒に身をやつして世話をし、その死後も亡骸を郷里の南陽に送っている。⁽²⁰⁾ この二例は太守への忠を主題とした逸話といえよう。同じ頃、京兆功曹樂恢は彼を讒った楊政の子孝廉に挙げ、「郷里之に帰」したように、その人格によつて名声を得ている。⁽²¹⁾ 続く章帝期（七五～八八）、南陽太守桓虞によつて功曹に任じられた趙勤は、桓虞より郡政を委任されるほどに信頼を得たとされる。⁽²²⁾ おそらく平時における功曹への政務委任の最初の事例だろう。

このように光武帝から章帝期にかけての功曹は、前漢後期の功曹の姿からはいさかかけ離れた、優れた人格を持つ人物として描かれるようになり、太守への進言もそうした人格に応じた内容となつていく。無論、この時期の功曹が皆こうした人格優れた人物であつたわけはない。しかし、これらがあるべき功曹の姿として意識され始めたとはいえよう。

続く後漢中期の和帝・安帝・順帝の頃にもこうした優秀な功曹の姿を確認することができる。南陽郡功曹の周章は、就国した外戚の竇憲に謁見しようとした太守を押しとどめ、汝南郡功曹の袁闇は、太守王龔の高士陳蕃への礼遇の不備を諫

めて嘉納されている。⁽²³⁾ また、広漢太守陳寵は功曹王渙・主簿镡顕に、汝南太守王堂は功曹陳蕃・主簿應嗣に政務を委任して治績をあげている。⁽²⁴⁾ その一方で、陳留郡の呂祐が孝廉に挙げられた際、功曹が彼の傲慢さを理由に取り消すよう太守に進言し、あつさりとはねのけられるという前漢後期同様の逸話も残され、また下邳相張禹は「權、郡内を動かす」功曹戴閨の微過をあえて咎めることによって部下の綱紀肅正を図っている。⁽²⁵⁾ 優秀な功曹の背後には、こうした前漢以来の功曹が無数に存在したのである。

さて、ここまでみてきた功曹の太守への諫争は、彭脩・袁闇のそれは嘉納されているものの、前期の郅惲・虞延のそれは拒否され、また中期における周章の諫争も一旦は退けられ、馬車馬のむながいを断ち切るという実力行使によって太守を押しとどめていた。⁽²⁶⁾ この時期までは太守と功曹の関係はやや不安定であり、それがこれらの逸話に反映されているとみるとができる。しかし、桓帝以降になると、功曹の進言が太守に拒絶されるという逸話はほぼみられなくなる。汝南太守の宗資・南陽太守成瑨はそれぞれ功曹范滂・岑晊に郡政を委任し、⁽²⁷⁾ 広陵太守張超も功曹臧洪に政務を委任していたようである。⁽²⁸⁾ 范滂については、太守宗資が宦官の請託によって范滂

の甥を属吏にしようとした際、「其の人には非ざるを以て、寝めて召さず」、最終的に宗資もあきらめたという逸話が残され⁽³¹⁾、岑晊は宦官の関係者の一族郎党二百余人を誅し、これによつて太守成瑨は獄死、岑晊自身も逃亡することになつたといふ。⁽³²⁾また、潁川郡功曹の陳寔は、太守が宦官の請託によつて属吏を任用せざるを得なくなつた際、己の上申によつてその任用が為されたことにして地元の批判を甘受し、これも潁川郡功曹の劉翊は、靈帝側近の関係者が太守に山沢の独占を許可するよう求めた際、これを拒否するよう太守に進言して嘉納され⁽³³⁾、南陽郡功曹張敞は太守王暢の豪族彈圧を諫めてこれも嘉納されている。⁽³⁴⁾さらに後漢最末期、漢中に割拠していく鎮民中郎将領漢寧太守の張魯が王を称しようとした際、功曹の閭圃がこれを諫めて張魯もこれに従つている。⁽³⁵⁾これらの逸話からすれば、東氏の指摘したように後漢も時代が下ると功曹の発言力が著しく増したようであるが、見方を変えるならば太守と功曹の関係が良好且つ堅固なものとなつたともいえよう。この時期の功曹就任者が全て人格・識見とも優れ、また、太守と功曹との関係も全て良好且つ堅固なものだったということは無論できない。しかし、少なくともこれらが理想的なもの、あるべき姿として認められていたと捉えること

は許されよう。

以上、駆け足で功曹像の変遷をたどつてきた。太守に対しう大きな発言力を有し、優れた人格を有する功曹が描かれる後漢後期の逸話の前段階として、太守の無理解によつてその進言を拒否される功曹の逸話が後漢前期から中期にかけて存在し、その前段階の前漢後期では、優秀な太守によつてその進言が拒否される单なる俗吏として功曹が描かれていた。すなわち前漢後期の史料からは、嚴耕望氏の指摘する一郡の宰相としての功曹、增淵龍夫氏の指摘する郷里の与論に基づいて人事を行つた地元豪族の代表としての功曹の姿は決して出でこない。功曹の役どころは前漢後期と後漢とで一変しており、嚴氏や増淵氏の見いだした功曹の姿は後漢になつてから表面化していったものである。後漢時代の逸話に現れる功曹の姿は、かなり理想化されており、現実の功曹のありようとは一線を画すべきかもしれない。しかし、このような功曹を必要とする状況が後漢時代に存在したことは否定しがたい。しかも、功曹の姿が急速に変化することは、これまで指摘されてきた豪族勢力の伸張や属吏層の質向上といった緩やかな変化ではなく、より急激な変化がその背景にあつたことを示唆している。

さて、前漢後期の功曹は單なる俗吏として描かれていたが、この時期に、右職と呼ばれる属吏幹部層全てが功曹と同様に描かれているわけではない。とりわけ、属県の監察を主要な職掌とする督郵については、功曹とは対照的に優秀な人材が任じられた記述がしばしばみられる。次節では、このことを手掛かりとして、前漢後期の地方政府をめぐる諸問題を探つていただきたい。

二、前漢後期における地方官府と地元社会

さて、督郵もまた前漢武帝期以降、確認できる職であるが、その最も早い記述は功曹同様、昭帝期の河東太守田延年と尹翁帰をめぐる逸話である。尹翁帰は、功曹の進言をはねのけた田延年によって属吏に任じられ、卒史として「事を案じ姦を発くに、事情を窮竟すれば、延年大いに之を重んじ、自ら以えらく、能、翁帰に及ばず」と、その能力を發揮してさらによしに督郵に任じられ、「挙ぐる所法に応じ、其の罪辜を得。属県長吏、中傷すると雖も、怨む者有る莫し」とされる。⁽³⁹⁾また、元帝期、京兆尹の功曹に任じられた朱博は、功曹としての事績は残されていないものの、それ以前に督郵となつた際には

「部する所の職辦、郡中之を称う」と伝えられる。⁽⁴⁰⁾これらは督郵が能力を發揮した例であるが、太守と督郵の関係については次のような逸話も残される。元帝期、左馮翊馮野王の督郵趙都が池陽令の不正を取り調べ、逮捕する際、池陽令が抵抗したため趙都が彼を殺すという事件があつた。池陽令の家族は冤罪を訴え出たが、趙都は自殺して馮野王が無関係であることを証し、そのことによつて野王は威信を称えられたとされる。⁽⁴¹⁾続く成帝期、京兆尹孫寶によつて東部督郵に任じられた侯文は、大侠の杜穉季を捕らえる旨孫寶に伝えたが、杜穉季が外戚に連なる淳于長と交友関係があることから孫寶が黙りこくつてしまつた。事情を察した侯文は、もし孫寶が杜穉季を見逃しにして別の者を捕らえるならば彼の威信が損なわれるとして、孫寶にしばらくの間積極的に政務を執らないでいるよう策を授けた。侯文と孫寶の会話を察知した杜穉季は謹慎の姿勢をとつて、そのことを侯文に伝え、侯文も杜穉季が謹慎している限り手を出さないことを伝えた。結局のところしばらくして杜穉季は病死し、孫寶は京兆尹として名声を得たといふ。⁽⁴²⁾この二つの事例からは、太守と督郵の信赖関係を伺うことができよう。このように、前漢後期には功曹とは対照的に有能な督郵に関する逸話が確認される。⁽⁴³⁾無論、こ

れらの督郵は例外的な存在ではあったろうが、こうした逸話を生み出す何らかの背景が當時存在したことは間違いない。

では何故に督郵に限ってこうした記述がみられるのだろうか。尹翁帰が卒史・督郵として河東太守田延年に重用されたことは先にみたが、そのことは田延年の側から「尹翁帰等を選

抜して以て爪牙と為し、豪強を誅鉏すれば姦邪敢て発せず」と表現されるように⁽⁴³⁾、督郵は右職であるとともに、「爪牙」

という範疇にも入る属吏だった。爪牙とは、武帝期、広平都

尉王温舒が「郡中の豪・敢任吏十余人を選びて以て爪牙と為し、皆其の陰なる重罪を把り、而して縱ちて盜賊を督」せしめたというように⁽⁴⁴⁾、酷吏的な性格の強い長官のところで重用

された、監察や捕盜・案獄を任とする属吏達である。王温舒

は京師の治安を管轄する中尉となつた時も「豪惡吏」を重用し、温舒が他官に遷つた際、彼らは後任者のためには用を為さず、温舒が中尉に戻ると再び用を為したという。このよう

に爪牙と彼らを重用する長官との関係は、個人的結合という侧面が強かった。前漢後期の督郵の活躍は、こうした酷吏的

な長官や彼らの爪牙、そして両者の個人的結合の枠内で理解すべきだろう。そしてそれは、酷吏とその爪牙が活躍せざるを得ない、治安の悪化という地方政治上の問題が背景にあつ

たことを意味する。

前漢後期の治安悪化の目安として武帝期から平帝期までの大賊に関する記事を『漢書』から整理すれば次のようになる。

武帝天漢二（前九九）..泰山・琅邪群盜徐勃等阻山攻城（紀）。

酷吏（伝）

征和中（前九一～前八九）..郡国盜賊並起（田廣明伝・功

臣表五）

征和中（前九一～前八九）..丞父侯孫王、以告反者太原白義等侯（功臣表五）

宣帝地節中（前六九～前六六）..渤海左右郡歲飢、盜賊並起

（龔遂伝）

元康中（前六五～前六二）..勃海・膠東盜賊並起（張敞伝）

神爵中（前六一～前五八）..時（涿）郡比得不能太守、涿

人畢野白等由是廢乱（嚴延年伝）

甘露中（前五三～前五〇）..冀州部中有大賊（張敞伝）

成帝始中（前三三～前二九）..南山群盜偽宗等數百人為吏

民害（王尊伝）

河平以前（～前二五）..陳留郡有大賊廢亂（薛宣伝）

河平三（前二六）..東郡莊平男子侯母辟兄弟五人群党為盜、

攻燔官寺（天文志）

陽朔三（前三二）：潁川鉄官徒申屠聖等百八十人殺長吏、

元始三（三）：陽陵任橫等自称將軍、盜庫兵、攻官寺、出

盜庫兵（紀）

囚徒（紀）

鴻嘉中（前一〇〇～前一七）：北地浩商：殺義渠長妻子六人

（翟方進伝・尹賞伝）

鴻嘉中（前一〇〇～前一七）：廣漢男子鄭躬等六十餘人攻官

寺（紀・孫寶伝）

永始三（前一四）：尉氏男子樊並等十三人謀反（紀・儒林

伝）

..山陽鉄官徒蘇令等二百二十八人攻殺長

吏（紀）

元延中（前一二～前九）：鄧名賊梁子政阻山為害、久不伏

辜（蕭育伝）

永始元延間（前一六～前九）：長安中姦猾浸多、閭里少年

群輩殺吏、受赇報仇（尹賞伝）

成帝～哀帝：江湖中多盜賊（尹賞伝）

哀帝中？（前七～前一）：姦軌放縱、盜賊並起、或攻官寺、

殺長吏（孔光伝）

中（前七～前一）：哀帝時、南郡江中多盜賊（蕭育伝）

平帝？（一～五）：南山群盜起（尹賞伝）

元始一（一）：江湖賊成重等（紀・蕭由伝）

地域的傾向として武帝末年は各地での盜賊蜂起、宣帝期は現在の山東省から河北省にかけて、成帝期は現在の河南・陝西・

四川省一帯、哀帝以降はそれに湖北省北部が加わるといえる。宣帝期は有能な郡太守が輩出したとされるが、山東省から河北省にかけての治安の悪化がその一因だったとみてよい。⁴⁶⁾ さらにここに挙げた大賊の中には、単なる貧窮農民出身とは考えがたいものも多い。武帝末の「盜賊並起」を伝える田広明

伝は、故城父令の公孫勇が客胡倩と謀反を図り、胡倩は車騎數十を従え、公孫勇は駢車に乗っていたことを伝え、神爵中の涿の畢野白等の廃乱を伝える嚴延年伝は、続けて大姓の西高氏・東高氏の横暴を記し、張敞伝によれば甘露中の冀州の大賊の背後には廣川王の一族・外戚が存在したようである。⁴⁷⁾

さらに成帝鴻嘉初、北地の浩商兄弟は賓客を集めて義渠長と妻子を殺したが、尹賞伝では「北地大豪浩商」とし、この事件を外戚の紅陽侯王立兄弟が「輕俠と交通し、亡命を臧匿」していたことに続けて記す。⁴⁸⁾ このように、治安悪化は豪族や、諸王・外戚といった中央権力に連なる有力者の存在と密接に

関連していた。

また、先にみた、左馮翊馮野王の督郵趙都が池陽令を殺した事件において、野王が池陽令を取り調べさせた理由を「池陽令の並は素行貪汚なるも、野王の外戚年少なるを輕んじ、治行改めず」とするように⁽⁵¹⁾、県令が不正を行い、さらに郡太守の足元をみるという状況も存在した。こうした事例は成帝期の左馮翊でも確認され⁽⁵²⁾、また同じ頃、郡太守が州刺史を輕んじるといったこともみられる⁽⁵³⁾。

以上の豪族などの有力者も関与する治安悪化、官制上の上

下関係も動搖しがちな状況下で、郡太守をはじめとする地方長官と属吏層の関係も、決して強固なものとはいえないかった。たとえば宣帝期、涿郡太守嚴延年の命で大姓の罪を案じた掾の趙繡は、軽重二種の効状を作成して先に軽い方を示し、延年が怒ったならば重いものを出そうとし、これも宣帝期、京兆尹張敞に取り調べを命じられた賊捕掾絮舜は彼の免官が間近であることを見て取り、帰宅して「今五日京兆のみ。安んぞ能く復た事を案せんや」とうそぶき、成帝期、冀州刺史朱博の老従事は彼の能力を見極めるために、吏民数百人に申し立てをさせ⁽⁵⁴⁾、いずれもそのことがばれて殺されている。ここにみられる属吏はいずれも爪牙の範疇に含まれるといってよ

い。現実には爪牙もまた、太守の足元をうかがう存在だったといえる。優秀な督郵の存在や、彼らと太守との逸話が残されるのは、現実の爪牙のありよう、また彼らと太守との関係の裏返しである。真に優秀な長官のみが属吏達を十分に把握し、優秀な人材を爪牙に任用することによって治績をあげることができたのである。

このような前漢後期の状況は紙屋正和氏の指摘するように、監察制度の整備が一因となっていた。⁽⁵⁵⁾ 哀帝期の丞相王嘉は次のように述べる。

孝文の時、…其の二千石・長吏も亦た官に安んじ職を樂しみ、然る後に上下相い望み、苟且の意有る莫し。其の後稍稍変易し、公卿以下、^{うなだ}伝相い促急し、又た数々政事を改更し、司隸・部刺史は過を察して悉く効し、陰私を發揚す。吏、或いは官に居ること數月にして退き、故を送り新を迎うに、道路に交錯す。中材は苟容して全うせんことを求め、下材は危を懐きて内顧し、堯切、私を嘗む者多し。二千石は益々輕賤、吏民之を慢易す。或いは其の微過を持し、増加して舉を成し、刺史・司隸に言い、或いは上書して章下るに至る。衆庶其の危うくし易きを知り、小しく意を失すれば則ち離畔の心有り。前に山陽

の亡徒蘇令等従横し、吏士難に臨むも、節に伏し義に死すを肯ずる莫し。守相の威權、素より奪るるを以てなり。孝成皇帝之を悔い、詔書を下し、一千石をば縦⁽⁶⁸⁾と為さず、使者を遣し金を賜い、其の意を尉厚す。誠に以為らく國家に急有らば、辦を二千石に取る。二千石尊重にして危うくし難ければ、乃ち能く下を使う、と。

〔漢書〕卷八六王嘉伝)

『漢書』に立伝される優秀な地方長官は、王嘉の述べていな
い、ほんの一握りの「上材」に過ぎない。そしてそうした上
材にとって何よりも重要なのは、赴任先の吏民の「慢易」を
打破することであり、そのため督郵をはじめとする爪牙を
駆使して豪族や属県を威圧せねばならなかつた。前漢後期の
督郵に優秀な人材が任じられる記述が多くみられるのは、こ
うした爪牙の重要性故と考えられる。

前漢後期の地方政府をめぐる状況を以上のように考えるな
らば、凡俗の小吏という功曹の姿は、太守がその見識を示し、
威圧すべき属吏層、さらには地元社会の代表としてのものと
捉えることができる。この時期求められた優秀な地方長官は、

属吏層や地元社会を威圧し、感服せしめる存在だった。この

ことは中央官府でも同様である。宣帝期、西曹の進言をはね

のけた丞相丙吉は繰り返しその見識を示すことによって属吏
達を感服させているが⁽⁶⁹⁾、それは属吏に侮られる可能性が常に
存在することの裏返しであり、そうした京師の官府の周囲に
はさらに外戚をはじめとする有力者が存在した⁽⁷⁰⁾。それ故に長
官が優秀であればあるほど、その功曹は凡俗の小吏として描
かなければならなかつたのである。

さて、功曹が単なる俗吏を脱し、長官の優秀な補佐として
描かれはじめる両漢交替期は、もはや地方長官が爪牙を駆使
し、地元社会や属吏層を威圧することでは治安を維持するこ
とのできない混乱期である。ここにおいてようやく、長官の
腹心の補佐が必要とされはじめたといえよう。しかし、混乱
期を脱し、政情の安定した後漢前期においても優秀な功曹は
現れ続け、やがて郡政を委任されるほどの存在になつてゆく。
このことは、政情が安定したとしても優秀な功曹が必要とさ
れる状況が、後漢になつて存在し続けたことを意味する。次
節では、こうした状況の変化について検討していく。

三、功曹像の変容とその背景

まず、前節でみた前漢後期の状況と対比させるため、後漢

前期の督郵の姿をみておこう。この時期の有能な督郵として光武帝の頃の会稽郡の鍾離意・陳留郡の虞延、明帝の頃の南陽郡の朱暉・会稽郡の謝夷吾、章帝の頃の南陽の趙勤を挙げることができる。鍾離意は県の亭長を取り調べようとした太守を諫めて嘉納され⁽⁶²⁾、虞延は光武帝東巡の際にその立ち居振る舞いや知識を買われ、また侍御史の罪を肩代わりして名をあげている⁽⁶³⁾。朱暉は太守が彼の婢を買おうとした際に、財貨によって太守を汚すことを慮つて拒否し⁽⁶⁴⁾、謝夷吾は太守によつて県長を捕らえられるよう命じられたが、県長の余命がわずかであることを覚つて、捕らえずに郡府に帰り、しばらくしてその言葉通りになつたという⁽⁶⁵⁾。さらに章帝の超勤は、葉令と新野令を取り調べる際に、「高談清論して以て之を激厲」するだけ葉令を去らしめ、また、葉令のことを聞いた新野令は趙勤が県の領域に入つただけで官を去つたとされる⁽⁶⁶⁾。これららの督郵に関する逸話において、南陽の趙勤は前漢後期と同様、その能力を示しているものの、鍾離意や朱暉・謝夷吾の場合は太守への諫争・進言が主題となつており、後漢の功曹をめぐる逸話と同構造となつてゐる。

また、続く和帝以降においても、有能な督郵はしばしばみられるものの、寛和の政の一環として督郵を府内に召還する

逸話⁽⁶⁸⁾や、蝗災と督郵を結びつける逸話⁽⁶⁹⁾、年少者が督郵に任じられる逸話⁽⁷⁰⁾、横暴な太守の命を督郵が拒否しようとする逸話などもみられる⁽⁷¹⁾。この傾向を前漢後期の督郵の姿と対比させれば、能吏としての督郵の姿は後漢になつて明らかに後退している。後漢になつて優秀な功曹が現れてくる一方で、太守の爪牙としての督郵の職がやや凋落してきたといふことができそうである。このことは、長官が督郵をはじめとする爪牙を駆使して豪族や属県を威圧せねばならない「吏民慢易」という状況が、後漢になつてひとまず解消したこと、それと同時に官府内部の整序が、地方政治上のより重要な問題となつてきたことを予測させる⁽⁷²⁾。そこで、後漢前期の地方政治の現実について、王充の著書『論衡』を手掛かりに探つていこう。王充は会稽郡の功曹や州の功曹に相当する治中従事となりながらも、結局一属吏として不遇の生涯を終えたが、『論衡』には人格優れた功曹が長官を補佐するという図式は全くみられない。すでに江幡慎一郎氏が注目しているように、そこには描かれるのは、実務に疎いが儒学的教養を備えた儒生と、実務に優れるものの不正・汚職にまみれた文吏との対立と、後者の圧倒的な優位である。それ故に「世に清廉の士は百にして一たる能わず。功曹の官に居るは皆な姦心有り。旧故を私

し以て倖すべければ、苟苴賂遺、小大皆な有り」（『論衡』）遭虎篇。以下『論衡』からの引用は篇名のみを示す）という有様だった。「將相傾側すれば、諫難して懼れ」（程材篇）ざる儒生の姿は、人格高潔であり長官に対しても敢えて諫争を行う。しかし現実には、こうした儒生を「世俗之を輕んじ、文吏之を薄しとし、將相之を賤し」（同）んでいた。逸話に残るような功曹は、やはり例外だったのである。

このような、文吏ばかりが重んじられ、儒生が軽視される理由を、王充自身は「將の之（儒生）を用うるを好まさる者は、事多く、己、理むる能わず、文吏を須ちて以て之を領すればなり」（程材篇）として地方長官の能力不足に帰し、また江幡氏は、光武帝・明帝の法術的政治の影響を受けた章帝期の実務尊重の堅実な氣風とみなす。しかし「文吏に非ざれば憂、除かれず。文吏に非ざれば患、救われず」（同）といふ地方長官の重宝ぶりと、「儒生は栗粟として劇に当たる能わず。將に煩疑有るも、力を効す能わず」（同）という記述は、文吏のみが地方長官の現実に直面する「憂」「患」「煩疑」を救うことができたことを示す。こうした地方長官の悩みの内容について、王充は具体的に記してはいない。しかし

会稽郡の「文士の雄」周長生が刺史任安・太守孟觀のために上書し、その結果「事解かれ憂除かれ、州郡無事、二將以て全う」したといい、「長生死後、州郡憂に遭うも、舉奏の吏無く、故を以て事結ばれて解かれず、徵詣相い属す」ことになつたと述べている（超奇篇）。これからすれば、地方長官の悩みとは、「徵詣」をもたらす監察に直結するものだったといえよう。王充は「舉奏の吏」によって地方長官が救われた例を記すだけであるが、現実には帳簿の粉飾など、文吏の力を必要とすることも多かつたに違いない。最終的には「徵詣相い属」したとしても、その過程で文吏によって「事解かれ憂除かれ」たことも現実にあつたが故に、「文吏に非ざれば憂、除かれず」とされ、儒生と比べて「文吏は事を以て勝り、忠を以て負ける」（程材篇）と評価されたと考えるべきである。このような監察という上からの圧力のもとで、督郵をはじめとする爪牙以上に、「舉奏の吏」などの長官の腹心の補佐が重視されるようになつてきたのではなかろうか。

ここで後漢前期の功曹をめぐる逸話を振り返ってみよう。汝南郡功曹の郅惲、陳留郡功曹の虞延はいづれも太守への諫争によつて名を残し⁽⁷⁴⁾、また、隴西郡功曹の廉范は下獄された太守鄧融のために獄卒に姿を変えて尽くしていた。郅惲の諫

争を最終的に拒絶した汝南太守歐陽歎は、その後大司徒に昇進するものの、「汝南に在りしきの臧罪千余万発覺せるに坐して獄に下」⁽¹⁶⁾され獄死し、功曹虞延の諫争を拒絶した陳留太守富宗もその奢侈によって誅され、また、隴西太守鄧融の下獄は州の監察によるものだった。すなわち、これらの逸話の背後にも監察制度が見え隠れしている。後漢前期の政風一般として、光武帝・明帝の厳格な統治姿勢が大きな影響を与えていた点が從来より指摘されているが、地方長官に対する監察にもその姿勢は反映されていたといえよう。このよう

な後漢前期における厳格な監察制度のもとで、長官補佐を中心とする官府内部の人事が重視されるようになった結果、功曹の職の重要性が増してきたと、ひとまずは理解できる。

しかし、監察制度によって地方長官の地位が不安定となる状況は、前節で引用した哀帝期の丞相王嘉の上書にも述べられていた。前漢後期においては監察制度によって「二千石は益々輕賤、吏民之を慢易す」ということになり、それ故に、有能な太守は爪牙を駆使する必要があった。しかし「儒生の下・文吏の高は、本と不能の将に由る」・「今世の將相は己」の不能を責めずして儒生の習わざるを貶しむ」（程材篇）と地方長官の無能ぶりを罵倒する王充であっても、そこに「慢易」

の風はない。むしろ「世俗の論は將の好惡に縁る」（同）として、地元の人々と長官の一体化の傾向がうかがえる。すなわち地元社会における長官の位置づけが変化し、「吏民慢易」という状況が、後漢になつて解消しているといえよう。

『論衡』において、長官と属吏、或いは地元社会との関係以上に目立つのは、属吏間の出世競争や足の引っ張り合いである。王充は文吏ばかりがもてはやされ、誰もが文吏たらんとする傾向を批判するなかで「進を競いて礼を案ぜず」（程材篇）と、そのなりふり構わぬ出世欲を非難する。そして出世競争には誹謗中傷がつきまとい、その結果不遇の士が現れる。王充はこうした不遇と誹謗中傷について次のように述べる。

…身を脩め行を正すも、福を來らす能わず、戰栗戒慎せること我に由らず、故に之を禍と謂う、と。我に由らざれば、之を何に由ると謂わん。郷里と朝廷とに由るなり。夫れ郷里に三累有り、朝廷に三害有り。累は郷里に生じ、害は朝廷に發す。古今の才洪行淑の人、此に遇うこと多きなり。何をか三累三害と謂わん。凡そ人に操行あり、

友を択ぶを慎む能わず、友は心を同じうすれば恩篤く、心を異にすれば疎薄。疎薄なれば怨恨し、其の行を毀傷す。一累なり。人の才に高下あり、鈞同たる能わず。同時に並進し、高者榮を得れば、下者慙恥し、其の行を毀傷す。二累なり。人の交遊、常に歎たる能わず、歎なれば則ち相い親しみ、忿らば則ち疎遠。疎遠なれば怨恨し、其の行を毀傷す。三累なり。位少なく人衆ければ、仕者は進を争い、進者は位を争い、將に見えて相い毀り、増加傳致す。將昧にして明ならず、其の言を然納す。一害なり。將吏は好を異にし、清濁は操を殊にす。清吏は郁郁の白を増し、涓涓の言を擧ぐれば、濁吏は恚恨を懷き、徐に其の過を求め、纖微の謗に因り、被すに罪罰を以てす。二害なり。將或いは佐吏の身を幸し、其の言を納信す。佐吏は清節に非ざるも、必ず人を抜くに次を越す。其の意を近失すれば、之を毀るに度を過す。清正の仕行を抗げ志を伸ばさば、遂に憎む所と為り、將に毀傷される。三害なり。夫れ未だ進まざるや、身、三累を被り、已に用らるるや、身、三害を蒙る。孔丘・墨翟と雖も自ら免る能わざ、顏回・曾參も身を全うする能わざるなり。

ここにいう朝廷は州郡をはじめとする地方官府一般を指す。仕官以前・以後とを問わず、誹謗中傷が渦巻くのが後漢前期の属吏層や地元社会の内実だった。「將に見えて相い毀り」、「將に毀傷さる」というように、地方長官を味方につけることは、日頃の怨恨を晴らし、出世競争を勝ち抜くための有効な手段だった。こうした属吏内部、或いはさらに広く地元社会内部の対立が、個々の属吏達を長官に接近させた結果、「吏民慢易」という状況が消え、長官の権威が高められたと捉えることができる。

このような地元社会や属吏層の内部対立は、『後漢書』における地方官の治績においてもしばしばみられる。明帝期の蜀郡太守第五倫は富裕な属吏を罷免し、清貧な属吏を要職に配置したことで「争財は抑絶し、文職は修理」したといい⁽¹⁾、章帝期にこれも蜀郡太守となつた廉范は、文章弁舌が幅をきかせ、互いの弱みを握りあうという土地柄で、「厲すに淳厚を以てし、儉薄の説を受」けなかつたという⁽²⁾。また和帝期の鉅鹿太守魏霸は属吏同士の誹謗中傷に対し、長所を称えることで応じ、「言う者は懲を懷き、譖訟遂に息」んだとされ⁽³⁾る。

よつて人為的に地元社会の内部対立が醸成されたことが知られる。すなわち、豪族同士が婚姻を結び、属吏が朋党を組む状況を嫌つた太守趙広漢の策略によつて、「強宗大族は家家に結びて仇讐と為」し、「吏民相い告訐」することになつた⁽⁸²⁾。しかし、これも後任の韓延寿によつて改められていない。しかし、誹謗中傷によつて地方長官の力を利用するという手法は、前漢においてはそれほど表面化していない。⁽⁸³⁾前漢後期は内部対立を包含しながらも、前節でみた地元社会・属吏層対地方長官が対立軸として存在した。私的復讐は、地方長官への「吏民慢易」の結果という側面をも有し、それを防ぐためにも、爪牙を駆使した地元社会の締め付けが、長官に求められていたといえよう。

両漢交替期の混乱は地方長官の権威のみならず、朝廷や法さえも一時的に消滅させたが、それは社会の内部対立の抑止力が消えることでもあつた。王充の父祖が敵の報復を逃れて移住を繰り返したのはこの時期であり⁽⁸⁴⁾、光武帝の兄劉縝（伯升）が挙兵した際に南陽の豪族の子弟はその矛先が自分達に向けられていると考えた⁽⁸⁵⁾。混乱期は私怨を晴らす絶好の

機会だったものである。こうした無法状態からひとまず脱したものの、地元社会・属吏層の内部対立が深刻化したまま、官府内部を抗争の舞台として、長官の力をも利用するようになつた段階として、後漢前期を位置づけることができる。

このような属吏や地元社会の内部対立にともなう長官の権威の確立と、監察の圧力による長官補佐の必要性が、爪牙の重要性を後退させるとともに、長官腹心としての功曹の重要性を高めさせたといえよう。そして現実には不正・汚職にまみれていても実務に通じた文吏が頼りになる存在として功曹に任じられることが多かつたにせよ、人格・教養に秀でた功曹に関する逸話が後漢において繰り返し現れるることは、そのような存在が常に求められ続けたことの反映である。それは属吏や地元社会内部における対立を、他所者の長官のもとで公平に裁定する存在として功曹が求められていたことを意味するのではなかろうか。和帝の頃、広漢郡では「西州なれば豪右并兼し、吏に姦貪多し。訴訟は日ごとに百もて数う」という有様だったが、太守陳寵は良吏王涣・鍾顥を功曹・主簿に任じて腹心とし、その結果「訟者日ごとに減じ、郡中清肅」となつたという⁽⁸⁶⁾。この功曹王涣は「職に当たり割断するに豪右を避けず」とも記される⁽⁸⁷⁾。郡府内部の整序が一郡の整序に

等しい状況が、後漢になって生じたのである。地元社会の討論を背景として人事を行う、一郡の宰相としての功曹は、むしろ地元社会の内部対立の裁定者として、その姿を明確にしていったと考えられる。

おわりに

以上、前漢から後漢にかけての功曹の姿を手掛かりに、その背景にある地方長官と属吏層・地元社会の関係を探つてきた。功曹の姿は両漢交替期を境として大きく変貌する。功曹の現れた前漢後期においては、功曹は凡俗の小吏として描かれて、その役どころは長官の引き立て役に過ぎなかつた。しかし、両漢交替期の混乱状況の中で、人格優れた長官補佐という姿を現しはじめ、治安の安定した後漢前期においてもこの傾向は変わらない。そして後漢前期の段階では、長官と功曹の関係にはやや不安定な側面があつたものの、時代が下るにつれて功曹の存在は重いものとなり、一郡の名宰相としての姿を完成させていく。すなわち功曹の姿は前漢と後漢とで逆転しているのである。前漢後期の功曹は、優秀な地方長官に圧倒される存在であり、そのことは当時の優秀な地方長官が、

属吏達や地元社会を圧倒し、心服させる存在であらねばならなかつたことを意味する。この背景には地方長官と、彼を軽視し、その足下を見ようとする属吏層や地元社会、さらには下級官との対立の構図があつた。一方、後漢になるところして対立よりも、なりふり構わぬ出世競争や誹謗中傷というかたちでの属吏間、或いは地元社会内部での対立が表面化していく。こうしたなかで長官を補佐し、属吏人事を職掌とする功曹の職がクローズアップされてきたと考えられる。

従来の研究における功曹の位置づけは、地元豪族層の代表であり、中央派遣の地方長官に対峙する存在だった。しかし、功曹像の背景を以上のように考えるならば、その事績が残された人徳優れた後漢の功曹達は、まず誹謗中傷の渦巻く地元社会から抜け出した、長官の優秀な補佐であり公平な裁定者として現れたと位置づけるべきである。

これらの名を成した功曹達、また彼らと太守との麗しい関係はやはり理想であり、例外に過ぎなかつたのだろう。しかし、たとえ例外だったとしても、太守と功曹との理想的な関係が繰り返し語られることは、そうせざるを得ない事情があつたと考えるべきだろう。名宰相としての功曹の姿が確立する後漢後期、桓帝・靈帝の時代は、外戚梁冀の専権が頂点に達

し、その終焉は宦官の專權の開始でもあった。宦官と清節の士の政治抗争のなかで、高明な太守が人品優れた功曹の諫言を嘉納し、また全幅の信頼を寄せ、周囲の誹謗の声に耳を貸さないという地方政治の姿は、朝廷のあるべき姿を提示することに他ならなかったのではないかろうか。

註

- (1) 増淵龍夫「所謂東洋的專制主義と共同体」（一九六二初出、同氏『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六所収）
- (2) 廣耕望『中国地方行政制度史』甲部『秦漢地方行政制度』（中央研究院歴史語言研究所專刊之四五、一九六二）
- (3) 増淵氏前掲論文
- (4) 東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五）第五章第三節「豪族社会の構造と選挙」
- (5) 池田雄一「漢代の地方少吏」（一九七二初出、同氏『中国古代の聚落と地方行政』汲古書院、二〇〇一所収）、渡辺信一郎「孝經」の國家論－秦漢時代の国家とイデオロギー－（一九八六・一九八七初出、同氏『中国古代国家の思想構造－專制國家とイデオロギー』校倉書房、一九九四所収）、佐原康夫「漢代の官衙と属吏について」（一九八九初出、同氏『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇一所収）
- (6) [尹翁帰] 後去吏居家。会田延年為河東太守、行県至平陽。悉召故吏五六十人、延年親臨見。令有文者東、有武者西、閱數十人、次到翁帰、独伏不肯起。對曰、翁帰文武兼備、唯所施設。
- (7) 数年、上遣使者、徵（渤海太守龔）遂、議曹王生願從。功曹以為、王生素耆酒、亡節度。不可使。遂不忍逆、從至京師。王生日飲酒、不視太守。会遂引入宮、王生醉從後呼曰、明府且止。願有所白。遂還問其故、王生曰、天子即問君何以治渤海、君不可有所陳對。宜曰皆聖主之德、非小臣之力也。遂受其言。既至前、上果問以治狀、遂對如王生言。天子說其有讓、笑曰、君安得長者之言而称之。遂因前曰、臣非知此、乃臣議曹教戒臣也。
- (8) 『漢書』卷八九循吏伝、龔遂伝）
- 賂、白除禁調守尉。（左馮翊朱博聞知。：久之、召見功曹、閉閣數責以禁等事、与筆札使自記。積受取一錢以上、無得有所匿。欺謾半言、斷頭矣。功曹惶怖具自疏姦臧、大小不敢隱。博知其対以实、乃令就席、受勅自改而已。投刀使削所記、遣出就職。功曹後常戰栗、不敢蹉跌。博遂成就之。（『漢書』卷八三朱博伝）
- (9) 〔丞相內吉〕於官屬掾史、務掩過揚善。吉取吏耆酒、數逋蕩。嘗從吉出、醉歐丞相車上。西曹主吏白欲斥之。吉曰、以醉飽之失去士、使此人將復何所容。西曹地忍之。此不過汚丞相車茵耳。遂不去也。此馭吏邊郡人、習知邊塞發奔命警備事。嘗出、適見駢騎持赤白囊邊郡發奔命書馳來至。馭吏因隨駢騎至公車刺取、知虜入雲中・代郡。邊帰府見吉白狀、因曰、恐虜所入邊郡、二千石長吏有老病不任兵馬者、宜可豫視。吉善其言、召東曹案邊長吏、瑣科條其人。未已、詔召丞相・御史、問以虜所入郡吏。

吉具對。御史大夫卒遽不能詳知、以得譴讓。而吉見謂憂邊思職、馭吏力也。吉乃歎曰、士亡不可容、能各有所長、鄉使丞相不先聞馭吏言、何見勞勉之有。掾史繇是益賢吉。(《漢書》卷七四丙吉伝)

(10) 公府掾史率皆羸車小馬、不上鮮明。而(陳)遵獨極輿馬衣服之好、門外車騎交錯。又日出醉帰、曹事數廢。西曹以故事適之。侍曹諫詣寺舍白遵曰、陳卿今日以某事適。遵曰、滿百乃相聞。故事、有百適者斥。滿百、西曹白請斥。大司徒馬宮大儒優士、又重遵、謂西曹、此人大度士、奈何以小文責之。乃舉遵能治三輔劇縣、補郁夷令。(《漢書》卷九二游俠伝 陳遵伝)

(11) (鮑永)初為郡功曹。(王)莽以(鮑)宣不附己、欲滅其子孫。都尉路平承望風旨、規欲害永。太守苟諫擁護、召以為吏、常置府中。永因數為諫陳興復漢室翦滅篡逆之策。諫每戒永曰、君長幾事不密、禍倚人門。永感其言、及諫卒、自送喪歸扶風。路平遂收永弟升。太守趙興到、聞乃歎曰、我受漢茅土、不能立節。而鮑宣死之。豈可害其子也。勅県出升、復署永功曹。時有矯稱侍中止佞倉者。興欲謁之、永疑其詐、諫、不聽而出。興遂罷任。永乃拔佩刀截馬當匈、乃止。後數日、莽詔書果下、捕矯稱者。永由是知名。(《後漢書》列伝一九鮑永伝)

(12) 寇恂字子翼、上谷昌平人也。世為著姓。恂初為郡功曹。太守耿況甚重之。王莽敗、更始立。使使者徇郡國曰、先降者復爵位。恂從耿況、迎使者於界上。況上印綬、使者納之。一宿無還意。恂勒兵、入見使者、就請之。使者不許、曰、天王使者。功曹欲脅之邪。恂曰、不。使者不應。恂叱左右、以使者命召況。況至。恂進取印綬帶況。使者不得已、乃承制詔之。況受而帰。及王郎起、遣將徇上谷、急況發兵。恂與門下掾閻業共說況曰、邯鄲拔

起、難可信向。昔王莽時、所難独有劉伯升耳。今聞大司馬劉公伯升母弟。尊賢下士、士多歸之。可攀附也。況曰、邯鄲方盛、力不能獨拒。如何。恂對曰、今上谷完美、控弦万騎。挾大郡之資、可以詳計去就。恂請東約漁陽、齊心合衆、邯鄲不足圖也。況然之。(《後漢書》列伝八寇恂伝)

(13) 功曹李熊說(公孫)述曰、方今四海波蕩、匹夫橫議。將軍割捨千里、地什湯武。若奮威德、以投天隙、霸王之業成矣。宜改名号、以鎮百姓。述曰、吾亦慮之。公言起我意。於是自立為蜀王、都成都。蜀地肥饒、兵力精強、遠方士庶多往歸之。邛笮君長皆來貢獻。李熊復說述曰、宜即大位、使遠人有所依歸。述曰、帝王有命。吾何足以当之。熊曰、天命無常、百姓与能。能者當之。王何疑焉。建武元年四月、遂自立為天子、號成家。色尚白、建元曰龍興元年。以李熊為大司徒、以其弟光為大司馬、恢為大司空。(《後漢書》列伝三公孫述伝)

(14) 東氏前揭書は後漢一代を光武帝・明帝・章帝の前期、和帝・安帝の中期、順帝・桓帝・靈帝の後期に区分するが、後漢最後の獻帝を含めた場合、順帝を後期に入れれば後期が極端に長くななりすぎる。そのため本稿では順帝期を中期に含め、一期三帝とした。

(15) (彭脩)後仕郡為功曹。時西部都尉宰龜行太守事、以微過収吳县獄吏、將殺之。主簿鍾離意爭諫甚切、鼂怒使收縛意、欲案之。掾史莫敢諫。脩排闥直入、拜於庭曰、明府發雷霆於主簿。請聞其過。鼂曰、受教三日、初不奉行。廢命不忠、豈非過邪。脩因拜曰、昔任座面折文侯、朱雲撻毀欄檻。自非賢君、焉得忠臣。今慶明府為賢君、主簿為忠臣。鼂遂原意罰、貰獄吏罪。(《後漢書》列伝七一獨行列伝 彭脩伝)

- (16) 太守歐陽欽請（郅惲）為功曹。汝南旧俗、十月饗會、百里內縣、皆齎牛酒到府讌飲。時臨饗禮訖、欽教曰、西部督郵絲延、天資忠貞、稟性公方、摧破姦凶、不嚴而理。今與衆儒共論延功、顯之于朝。太守敬嘉厥休、牛酒養德。主簿謗教、戶曹引延受賜。惲於下坐愁然前曰、司正奉觥。以君之罪告謝于天。案延資性貪邪、外方內員、朋黨構姦、罔上害人、所在荒亂、怨懣並作。明府以惡為善、殷肱以直從曲、此既無君、又復無臣。惲敢再拜奉觥。欽色慙動、不知所言。門下掾鄭敬進曰、君明臣直、功曹言切、明府德也。可無受觥哉。欽意少解、曰、實欽罪也。敬奉觥；惲歸府稱病、延亦自退。鄭敬素与惲厚、見其言忤欽、乃相招去、曰、子廷爭鋒延、君猶不納。延今雖去、其孰必還。直心無譖、誠三代之道。然道不同者不相為謀、吾不能忍見子有不容君之危、盍去之乎。惲曰、孟軻以彊其君之所不能為忠、量其君之所不能為賊。惲業已彊之矣。障君於朝、既有其直、而不死職、罪也。延退而惲又去不可。敬乃獨隱於弋陽山中。居數月、欽果復召延。惲於是乃去、從敬止。〔後漢書〕列伝一九郅惲伝)
- (17) 太守富宗聞（虞）延名、召署功曹。宗性奢靡、車服器物、多不中節。延諫曰、昔晏嬰輔齊、鹿裘不完。季文子相魯、妾不衣帛。以約失之者鮮矣。宗不悅、延即辭退。居有頃、宗果以侈從被誅。臨當伏刑、擊涕而歎曰、恨不用功曹虞延之諫。光武聞而奇之。〔後漢書〕列伝三虞延伝)
- (18) 太守杜詩請（郭丹）為功曹、丹薦鄉人長者自代而去。詩乃歎曰、昔明王興化、卿士讓位。今功曹推賢、可謂至德。勅以丹事編署黃堂、以為後法。〔後漢書〕列伝一七郭丹伝)
- (19) (韓棱)初為郡功曹。太守夏興中風、病不能聽政、棱陰代興視事、出入二年、令無違者。興子嘗發教欲署吏。棱拒執不從、
- (20) 永平初、隴西太守鄧融備禮謁（廉）范為功曹。會融為州所舉案。范知事譏難解、欲以權相濟、乃託病求去。融不達其意、大恨之。范於是東至洛陽、易名姓、求代廷尉獄卒。居無幾、融果徵下獄。范遂得衛侍左右、盡心勤勞。融怪其貌類范而殊不意、乃謂曰、卿何似我故功曹邪。范詞之曰、君困厄督亂邪。語遂絕。融繫出困病、范隨而養視、及死竟不言。身自將車送喪致南陽、葬畢乃去。〔後漢書〕列伝二一廉范伝)
- (21) (樂恢)後仕本郡吏、太守坐法誅、故人莫敢往、恢獨奔喪行服、坐以抵罪。帰、復為功曹。選舉不阿、請託無所容。同郡楊政數衆毀恢、後舉政子為孝廉。由是鄉里歸之。〔後漢書〕列伝三三樂恢伝)
- (22) 趙勤、南陽人。太守桓震召為功曹、委以郡事。嘗有重客過、欲託一士、令為曹吏。虞曰、我有賢功曹趙勤。當與議之。潛於內中聽。虞乃問勤、勤對曰、恐未合衆。客曰、止、止。勿復道。〔太平御覽〕卷二六四引《東觀漢記》
- (23) (周章)初仕郡為功曹。時大將軍竇憲免、封冠軍侯就國。章從太守行春到冠軍、太守猶欲謁之。章進諫曰、今日公行春、豈可越儀私交。且憲椒房之親、執傾王室、而退就藩國、禍福難量。明府剖符大臣、千里重任、舉止進退、其可輕乎。太守不聽、遂便升車、章前拔佩刀絕馬鞅、於是乃止。及憲被誅、公卿以下多以父閼得罪、太守幸免、以此重章。〔後漢書〕列伝二三周章伝)
- (24) (汝南太守王襄)政崇溫和、好才愛士、引進郡人黃憲、陳蕃等。憲雖不屈、蕃遂就吏。蕃性高明、初到、龔不即召見之、

乃留記謝病去。襄怒、使除其錄。功曹袁閔請見、言曰、聞之伝

(25) (王渙) 為太守陳寵功曹。當職割斷、不避豪右。寵風聲大行、入為大司農。和帝問曰、在郡何以為理。寵頓首謝曰、臣任功曹

王渙以簡賢選能、主簿鐸頭拾遺補闕。臣奉宣詔書而已。帝大悅。

渙由是顯名。(後漢書)列伝五六王襄伝

(王堂)遷汝南太守、搜才礼士、不苟自專。乃教掾史曰、古

人勞於求賢、逸於任使。故能化清於上、事繢於下。其憲章朝右、簡覈才職、委功曹陳蕃、匡政理務、拾遺補闕、任主簿心嗣。庶循名責實、察言觀効焉。自是委誠求當、不復妄有辭教。郡内称

(26) (呂祐)後舉孝廉、將行、郡中為祖道。祐越壇共小史雍丘黃真歎語移時、與結友而別。功曹以祐倨請黜之。太守曰、呂季英有知人之明。卿且勿言。真後亦舉孝廉、除新蔡長。世称其清節。(後漢書)列伝五四呂祐伝

(27) 功曹史戴閔、故太尉掾也。權動郡內。有小讐。(下鄧相張)禹令自致徐獄、然後正其法。自長史以下、莫不震肅。(後漢書)列伝三四張禹伝

(28) 前揭註(15)(24)(16)(17)(23)

(29) 後、汝南太守宗資任功曹范滂、南陽太守成瑨亦委功曹岑暉。一郡又為謠曰、汝南太守范孟博、南陽宗資主画諾、南陽太守岑

公孝、弘農成瑨但坐嘯。(後漢書)列伝五七党錮列伝序

(30) 太守張超請(臧洪)為功曹。時董卓弑帝、凶危社稷。洪說超

曰、今郡境尚全、吏人殷富。若動桴鼓、可得二万人。以此誅除國賊、為天下唱義、不亦宜乎。超然其言、與洪西至陳留、見兄邈計事。邈先謂超曰、聞弟為郡、委政臧洪、洪者何如人。超曰、臧洪海內奇士、才略智數不比於超矣。邈即引洪與語、大異之。(後漢書)列伝四八臧洪伝

(31) 太守宗資先聞其名、請署功曹、委任政事。(范)滂在職、嚴整疾惡、其有行違孝悌、不軌仁義者、皆埽迹斥逐、不與共朝。顯薦異節、抽拔幽陋。滂外甥西平李頌、公族子孫、而為鄉曲所棄。中常侍唐衡以頌請資、資用為吏。滂以非其人、寢而不召。資遷怒、捶書佐朱零。零仰曰、范滂清裁、猶以利刃齒腐朽。今日寧受笞死、而滂不可違。資乃止。(後漢書)列伝五七党錮列伝 范滂伝

(32) 太守弘農成瑨下車、欲振威嚴、聞(岑)暉高名、請為功曹。又以張牧為中賊曹史。瑨委心暉・牧、褒善糾違、肅清朝府。宛有富賈張汎者。桓帝美人之外親、善巧彫鏤玩好之物、頗以賂遺中官、以此並得顯位。恃其伎巧、用姦縱橫。暉與牧勸瑨收捕汎等、既而遇赦、暉竟誅之、并收其宗族賓客、殺二百余入、後乃奏聞。於是中常侍侯覽使汎妻上書訟其冤。帝大震怒、徵瑨、下獄死。暉与牧匿肴魯之間。会赦出。後州郡察舉、三府交辟、並不就。(後漢書)列伝五七党錮列伝、岑暉傳

(33) (陳寔)家貧、復為郡西門亭長、尋轉功曹。時中常侍侯覽託

太守高倫用吏。倫教署為文學掾。寔知非其人、懷檄請見、言曰、

此人不宜用、而侯常侍不可違。寔乞從外署、不足以塵明德。倫

從之。於是鄉論怪其非舉、寔終無所言。倫後被徵為尚書、郡中

士大夫送至輪氏塲舍。倫謂衆人言曰、吾前為侯常侍用吏、陳君

密持教還、而於外白署。比聞議者以此少之、此咎由故人畏憚強

禦。陳君可謂善則稱君、過則稱己者也。寔固自引愆、聞者方歎

息、由是天下服其德。(『後漢書』列伝五二陳寔伝)

(34) 河南尹拂臨郡、引為功曹。(劉) 翅以拂名公之子、乃為起焉。

拂以其挾時而仕、甚敬任之。陽翟黃網持程夫人權力、求占山澤

以自營植。拂召翅問曰、程氏貴盛、在帝左右。不聽則恐見怨、與之則奪民利。為之奈何。翅曰、名山大澤不以封、蓋為民也。

明府聽之、則被佞倖之名矣。若以此獲禍、貴子申甫則自以不孤

也。拂從翅言、遂不與之。(『後漢書』列伝七一獨行列伝、劉翊

伝)

(35) (王暢) 尋拜南陽太守。前後三千石逼懼帝鄉貴戚、多不称職。

暢深疾之、下車奮厲威猛、其豪傑有變穢者、莫不糾發。會赦、事得散、暢追恨之、更為設法、諸受臧二千石以上不自首实者、

尽入財物。若其隱伏、使吏發屋伐樹、堙井夷竈、豪右大震。功

曹張敞奏記諫曰、化人在德、不在用刑。暢深納敞諫、更崇寬

政、慎刑簡罰、教化遂行。(『後漢書』列伝四六王暢伝附王暢伝)

(36) 民有地中得玉印者、群下欲尊(張) 魯為漢寧王。魯功曹巴西

閭園諫魯曰、漢川之民、戶出十万、財富土沃、四面險固。上匡

天子、則為桓、文、次及寶融、不失富貴。今承制署置、勢足斬

斷、不煩於王。願且不称、勿為禍先。魯從之。(『三國志』卷八

張魯伝)

(37) 東氏前揭論文

(38) 『漢書』卷七六尹翁歸傳

(39) 『漢書』卷八三朱博伝。なお、本伝では「出為督郵書掾」と

されるが、督郵書掾は督郵の正式名称。

(40) (馮野王) 入為左馮翊。歲余、而池陽令並素行貪汚、輕野王

外戚年少、治行不改。野王部督郵書掾殺祿趙都案驗、得其主守盜

十金罪、收捕、並不首吏。都格殺。並家上書陳冤、事下廷尉。

都詣吏自殺以明野王。京師稱其威信。(『漢書』卷七九馮奉世伝

附馮野王伝)

(41) (孫寶) 以立秋日署(侯) 文東部督郵。入見。勅曰、今日應

隼始擊。當順天氣取姦惡、以成嚴霜之誅。掾部渠有其人乎。文

印曰、無其人不敢空受職。寶曰、誰也。文曰、霸陵杜辟季。寶

曰、其次。文曰、豺狼橫道、不宜復問狐狸。寶默然。辟季者大

俠、與衛尉淳于長、大鴻臚蕭育等皆厚善。寶前失車騎將軍、與

紅陽侯有郤、自恐見危。時淳于長方貴幸、友寶、寶亦欲附之。

始視事、而長以辟季託宝。故寶窮、無以復應文。文怪氣索、

知其有故。因曰、明府素著威名。今不敢取辟季、當且闔閭、勿

有所問。如此竟歲、吏民未敢誣明府也。即度辟季而譴它事、衆

口譴譁、終身自墮。寶曰、受教。辟季耳目長、聞知之、杜門不

通水火、穿舍後牆為小戶、但持鉗自治園、因文所厚自陳如此。

文曰、我與辟季同土壤、素無睚眥。顧受特命、分當相直。誠

能自改、嚴將不治前事。即不更心、但更門戶、適趣禍耳。辟季

遂不敢犯法、寶亦竟歲無所譴。明年、辟季病死。寶為京兆尹三

歲、京師称之。(『漢書』卷七七孫寶伝)

(42) 無論、この頃の逸話にあらわれる督郵の全てが、有能な存在として描かれるわけではない。宣帝期の潁川太守黃霸に関して、

霸力行教化而後誅罰、務在成就全安長吏。許丞老、病聾、督

郵白欲逐之。霸曰、許丞廉吏、雖老、尚能拌起送迎、正頗重聽。何傷。且善助之、毋失賢者意。或問其故、霸曰、數易長吏、送故迎新之費及姦吏緣絕簿書盜財物、公私費耗甚多、皆當出於民、所易新吏又未必賢、或不如其故。徒相益為亂。凡治道、去其泰甚者耳。〔漢書〕卷八九循吏伝、黃霸伝)

と、許県丞を追い出そうとした督郵の進言をねのけたという、前漢後期の太守と功曹にみられたものと同様の逸話も存在する。

(43) 〔漢書〕卷九〇酷吏伝、田延年伝

(44) 〔史記〕卷一二二酷吏列伝、王溫舒伝

(45) (王溫舒)遷為中尉。其治復放河内、徙諸名禍猾史與從事。

河内則楊皆・麻戊、閩中則楊贛・成信等。：徙為廷尉、而尹斉為中尉。尹斉者東郡菑平人；上以為能、遷為中尉。吏民益凋敝。尹斉木彊少文、豪惡吏伏匿而善吏不能為治、以故事多廢、抵罪。上復徙溫舒為中尉、：而溫舒復為中尉。為人少文、居廷惛惛不辯、至於中尉則心開。督盜賊、素習閨中俗、知豪惡史、豪惡吏尽復為用。〔史記〕卷一二三酷吏列伝、王溫舒伝)

(46) 宣帝の良二千石の任用は次の事例に始まる。

王成、不知何郡人也。為膠東相、治甚有聲。宣帝最先褒之、地節三年下詔曰、蓋聞、有功不賞、有罪不誅、雖唐虞不能以化天下。今膠東相成、勞來不怠、流民自占八万余口、治有異等之効。其賜成爵閼內侯、秩中二千石。未及徵用、會病卒官。〔漢書〕卷八九循吏伝、王成伝)

地節年間は渤海郡周辺で飢饉が発生し、治安が悪化した時期であり、このことは詔文の「流民の自占するもの八万余口」という部分にも現れている。

(47) 郡國盜賊並起、遷(田)廣明為淮陽太守。歲余、故城父令公

孫勇与客胡倩等謀反。倩詐稱光祿大夫、從車騎數十、言使督盜賊止陳留伝舍。太守謁見、欲收取之。廣明覺知、發兵皆捕斬焉。而公孫勇衣繡衣、乘駟馬車至圍。圍使小吏侍之、亦知其非是、守尉弗害。守厥嵩夫江德、尉史蘇昌共收捕之。〔漢書〕卷九〇酷吏伝、田廣明伝)

(48) (嚴延年)遷為涿郡太守。時郡比得不能太守、涿人畢野白等由是廢亂。大姓西高氏・東高氏、自郡吏以下皆畏避之、莫敢与語。咸曰、寧負二千石、無負豪大家。賓客放為盜賊、髡、輒入高氏、吏不敢追。漫漫日多、道路張弓拔刃、然後敢行。其亂如此。延年至、遣掾蠻吾趙繡按高氏得其死罪。繡見延年新將、心內懼、即為兩効、欲先白其輕者。觀延年意怒、乃出其重効。延年已知其如此矣。趙繡至、果白其輕者、延年索懷中、得重効、即收送獄。夜入、晨將至市論殺之。先所核者死、吏皆股弁。更遣吏分考兩高、窮竟其姦、誅殺各數十人。郡中震恐、道不拾遺。〔漢書〕卷九〇酷吏伝、嚴延年伝)

(49) 天子引見(張)敞、拜為冀州刺史。敞起亡命、復奉使典州。既到部、而弘農王國群輩不道、賊連羌、不得。敞以耳目髡起賊主名區處、誅其渠帥。弘農王姬昆弟及王同族宗室劉調等通行為之囊橐、吏遂捕窮窶、蹤迹皆入王宮。敞自將郡國吏・車數百輛、圍守王宮、搜羅調等、果得之殿屋重簾中。敞傳吏皆捕格斷頭、縣其頭王宮門外。因劾奏弘農王。天子不忍致法、削其戶。敞居部歲余、冀州盜賊禁止。〔漢書〕卷七六張敞伝)

(50) 永始・元延間、上急於政、貴戚驕恣、紅陽長仲兄弟交通輶侯、臧匿亡命。而北地大豪浩商等報怨、殺義渠長妻子六人、往来長安中。丞相・御史遣掾求逐黨与、詔書名捕、久之乃得。〔漢書〕卷九〇酷吏伝、尹賞伝)

なおこの事件は次のようにも記載される。

会北地浩商為義渠長所捕、亡。長取其母、与狼猪連繫都亭下。

商兄弟会賓客、自称司隸掾・長安廩尉、殺義渠長妻子六人、亡。

丞相・御史請遣掾吏与司隸校尉・部刺史并力逐捕、察無狀者、奏可。司隸校尉涓勲奏言……議者以為丞相掾不宜移書督趣司

隸。会浩商捕得伏誅、家屬徙合浦。(『漢書』卷八四翟方進伝)

翟方進伝はこの事件を丞相薛宣・丞相司直翟方進在任中とする。

『漢書』百官公卿表によれば、薛宣が丞相となっていたのは鴻嘉元年から永始二年にかけてだが、翟方進は鴻嘉三年に丞相司直から京兆尹となっているため、この事件は鴻嘉元年から三年にかけてということになる。尹賞伝にいう永始・元延からやや遡るが、話の詳細から、時間的にはこちらの方が正しいだろう。

(51) 註(40)

(52) 始高陵令楊湛・櫟陽令謝游皆貪猾不遜、持郡短長、前二千石

數案不能竟。及(左馮翊薛)宣視事、詣府謁。宣設酒飯与相对、接待甚備。已而陰求其罪臧、具得所受取。宣察湛有改節敬宣之効、乃手自牒書、條其姦臧、封與湛曰、吏民條言君如牒、或議以為疑於主守盜。馮翊敬重令、又念十金法重、不忍相暴革。故密以手書相曉、欲君自因進退、可復伸眉於後。即無其事、復封還記。得為君分明之。湛自知罪臧皆虛記、而宣辭語溫潤無傷害意。湛即時解印綬付吏、為記謝宣、終無怨言。而櫟陽令游自以大儒有名、輕宣。宣獨移書顯責之曰、告櫟陽令。吏民言令治行煩苛、適罰作使千人以上、賊取錢財數十萬、給為非法、壳買聽任富吏、賈數不可知。証驗以明白、欲遣吏考案、恐負舉者、恥辱儒士、故使掾平錫令。孔子曰、陳力就列、不能者止。令詳思之、方調守。游得檄、亦解印綬去。(『漢書』卷八三薛宣伝)

(54) 註(48)

(55) (京兆尹張)敞使賊捕掾絮舜有所案驗。舜以敞効奏當免、不肯為敞竟事、私歸其家。人或諫舜、舜曰、吾為是公尽力多矣。

今五日京兆耳。安能復案事。敞聞舜語、即部吏收舜繫獄。是時冬月未盡數日、案事吏昼夜驗治舜、竟致其死事。舜當出死、敞使主簿持教告舜曰、五日京兆竟何如。冬月已盡、延命乎。乃棄舜市。會立春、行冤獄使者出。舜家載尸、并編敞教、自言使者。(『漢書』卷七六張敞伝)

(56) (朱博)遷冀州刺史。博本武吏、不更文法、及為刺史行部、吏民數百人遮道自言、官寺尽滿。從事白請且留此縣錄見諸自言者、事畢乃發。欲以觀試博。博心知之、告外趣駕。既白駕辦、博出就車見自言者、使從事明勅告吏民、欲言縣丞・尉者、刺史不察黃綬、各自詣郡。欲言二千石、墨綬長吏者、使者行部還、詣治所。其民為吏所冤、及言盜賊辭訟事各使屬其部從事。博駐車決遣、四五百人皆罷去、如神。吏民大驚、不意博慮事變乃至於此。後博徐問、果老從事教民聚會。博殺此吏、州郡畏博威嚴。

(『漢書』卷八三朱博伝)

(57) 紙屋氏「前漢後半期における郡・国への規制の強化」(『古代文化』一九九〇年七期)、同「前漢後半期における中央政界と郡・国」(『福岡大学総合研究所報』一三六、一九九一)

(58) 縦とは「見知故縦」を指す。『漢書』刑法志に武帝期、張湯。

趙禹が「見知故縦・監臨部主之法」を作ったことがみえ、師古

注は「見知故縦」を「人の法を犯すを見知し、挙告せざるを故

縦と為す」とする。

(59) (丙) 吉又嘗出、逢清道群鬪者、死傷橫道。吉過之不問、掾

史獨怪之。吉前行、逢人逐牛、牛喘吐舌。吉止駐、使騎吏問、

逐牛行幾里矣。掾史獨謂丞相前後失問、或以譏吉。吉曰、民鬪

相殺傷、長安令・京兆尹職所當禁備逐捕。歲竟、丞相課其殿最、

奏行賞罰而已。宰相不親小事、非所當於道路問也。方春少陽用

事、未可大熱。恐牛近行、用暑故喘。此時氣失節、恐有所傷害

也。三公典調和陰陽、職當憂、是以問之。掾史乃服、以吉知大

体。(『漢書』卷七四丙吉伝)

また、註(9)参照。

(60) 成帝期の丞相薛宣は「府の辞訟は万錢に満たざれば移書を為

さざるを例とし、後ち皆な薛侯の故事を遵用す」という寛大な

人柄だったが、「然るに官属は其の煩碎にして大体無きを譏り、

賢と称せざるなり」と記される(『漢書』卷八三薛宣伝)。

(61) 哀帝期 外戚丁氏・傅氏と対立した大司空師丹に関して、

「又、丹、吏をして奏を書かしむに、吏、私に其の草を写す。

丁・傅の子弟之を聞き、人をして上書して、丹、封事を上るに、

行道の人徧く其の書を持すを告げしめ」た事件があった(『漢

書』卷八六師丹伝)。属吏の管理の不徹底は政治闘争にも利用

されたのである。

(62) (鍾離意) 少為郡督郵。時郡亭長有受人酒礼者、府下記案

考之。意封還記、入言於太守曰、春秋、先內後外、詩云、刑於

寡妻、以御于家邦。明政化之本、由近及遠。今宜先清府内、且

關略遠県細微之愆。太守甚賢之、遂任以県事。(『後漢書』列伝
三一鍾離意伝)

(63) (建武)二十年、東巡、路過小黃。高帝母昭靈后園陵在焉。

時(虞)延為部督郵、詔呼引見、問園陵之事。延進止從容、占

拜可觀。其陵樹株葉、皆諸其數。俎豆犧牲、頗曉其礼。帝善之、

勅延從駕到魯。還經封丘城門、門下小、不容羽蓋、帝怒、使撻

侍御史。延因下見引咎、以為罪在督郵。言辭激揚、有感帝意。

乃制誥曰、以陳留督郵虞延故、貰御史罪。延從送車駕西尽郡界、

賜錢及劍帶・佩刀還郡。於是声名遂振。(『後漢書』列伝二三虞

延伝)

(64) (朱暉) 後為郡吏。太守阮況嘗欲市暉婢、暉不從。及况卒、

暉乃厚贈送其家。人或譏焉。暉曰、前阮府君有求於我。所以不敢聞命、誠恐以財貨汚君。今而相送、明吾非有愛也。驃騎將軍

東平王蒼聞而辟之、甚礼敬焉。(『後漢書』列伝三三朱暉伝)

この記載からは朱暉が督郵だったことは読みとれないが、注引

の東觀漢記は「暉為督郵。況當歸女、欲買暉婢。暉不敢與。後

況卒、暉送其家金三斤」としているため、彼が督郵だった時の

出来事とみてよいだろう。

(65) (謝夷吾) 少為郡吏、字風角占候。太守第五倫擢為督郵。時

烏程長有臧穀。倫使收案其罪。夷吾到具、無所驗、但望閣伏哭

而還。一縣驚怪、不知所為。及還、白倫曰、窃以占候知長當死。

近三十日、遠不過六十日。遊魂假息、非刑所加。故不收之。倫

聽其言。至月余、果有駢馬齋長印綬、上言暴卒。倫以此益礼信

之。(『後漢書』列伝七二上、方術列伝上、謝夷吾伝)

(66) 趙勤字孟卿、南陽棘人。明達好学、介然特立。太守駱珍召署

曹吏、至掾督郵。太守桓虞下車、冀令雍霸及新野令皆不遵法。

乃復勤督郵。到葉見霸、不問縣事、但高談清論以激廣之。霸即陳責、解印綬去。勤還入新野界。令聞霸已去、遣吏奏記陳罪、復還印綬去。虞乃歎曰、善吏如良鷹矣。下轄即中。(《太平御覽》

卷二五三引《東觀漢記》)

(67) (蘇)不韋字公先、父謙、初為郡督郵。時魏郡李暠為美陽令、與中常侍具瑗交通、貪暴為民患、前後監司畏其跋扈、莫敢糾問。及謙至郡、案得其臧、論輸左校。(《後漢書》列伝二一蘇章伝附蘇不韋伝)

延熹八年、太守翟超請(張僕)為東部督郵。時中常侍侯覽家在防東、殘暴百姓、所為不軌。僕舉劾覽及其母罪惡、請誅之。覽退絕章表、並不得通、由是結仇。(《後漢書》列伝五七党錮列伝 張僕伝)

(68) (宋均)遷九江太守、五日一聽事、悉省掾吏、閉督郵府內、令与諸曹分休。屬県無事、百姓安業。(《後漢紀》卷九明帝永平七年条)

(何敞)遷汝南太守。敞疾文俗吏以苛刻求當時名譽、故在職以寬和為政。立春日、常召督郵還府、分遣儒術大吏案行屬縣、顯孝悌有義行者、及舉冤獄、以春秋義斷之、是以郡中無怨声、百姓化其恩禮。(《後漢書》列伝三三何敞伝)

(69) (戴封)遷西華令。時汝頽有蝗災、独不入西華界。時督郵行県、蝗忽大至、督郵其日即去、蝗亦頓除、一境奇之。(《後漢書》列伝七一獨行列傳 戴封伝)

(70) (朱)穆少有英才、學明五經。性矜嚴疾惡、不交非類。年二十為郡督郵、迎新太守、見穆曰、君年少為督郵、因族勢、為有利德。穆答曰、郡中瞻望明府謂如仲尼、非顏回不敢以迎孔子。更問風俗人物、太守甚奇之、曰、僕非仲尼、督郵可謂顏回也。

遂歷職股肱、舉孝廉也。(《後漢書》列伝三三朱暉伝附朱穆伝注引謝承書)

(戴)宏字元襄、剛縣人也。年二十二為郡督郵、曾以職事見詰、府君欲撻之。宏曰、今鄙郡遭明府、咸以為仲尼之君、國小人少、以宏為顏回。豈聞仲尼有撻顏回之義。府君異其對、即日教署主簿也。(《後漢書》列伝五四吳祐伝注引濟北先賢伝)

(71) (陳球)陽嘉中、舉孝廉、稍遷繁陽令。時魏郡太守諷県求納貨賄。球不與之、太守怒而擿督郵、欲令逐球。督郵不肯、曰、魏郡十五城、獨繁陽有異政。今受命逐之、將致議於天下矣。太守乃止。(《後漢書》列伝四六陳球伝)

(橋玄)又為漢陽太守。郡人上邽姜岐、守道隱居、名聞西州。玄召以為吏、称疾不就。玄怒、勅督郵尹益逼致之、曰、岐若不至、趣嫁其母。益固争不能得、遽曉警岐。岐堅臥不起。郡內士大夫亦競往諫、玄乃止。時頗以為譏。(《後漢書》列伝四一橋玄伝)

(72) 後漢前期の督郵鍾離意は太守に對して、「今、宜しく先に府内を清め、且く遠県細微の愆を闊略にすべし」と進言している。註(62) 参照。

(73) 江幡慎一郎「漢代の文吏について」(田村博士退官記念事業会『田村博士頌寿東洋史論叢』同朋舎、一九六八)

(74) 註(16)(17)

(75) 註(20)

(76) 《後漢書》列伝六九上、儒林列伝上、歐陽欽伝

(77) 東氏前掲書第一章「前期三代の統治と郷里社会」

(78) このような事例として王莽期の次の逸話をあげることができる。茂陵守令尹公は遊侠・原涉の奴の不法に怒り、原涉を殺す

一步手前までいったが、結局謝罪させることで手を打った。原

渉を憎む門下掾王游公は、守令でしかない尹公の不安をもあり、原渉の家舎を破壊し、彼の旧悪を上奏させ、その結果尹公は真

令となつたという（『漢書』卷九二游俠伝・原渉伝）。

(79) (第五倫) 遷蜀郡太守。蜀地肥饒、人吏富実、掾史家賈多至千万、皆鮮車怒馬、以財貨自達。倫悉簡其豐贍者遣還之、更選孤貧志行之人以處曹任、於是爭赇抑絕、文職修理。（『後漢書』列伝三二第五倫伝）

(80) (廉范) 建初中、遷蜀郡太守。其俗尚文辯、好相持短長、范每厲以淳厚、不受偷薄之說。（『後漢書』列伝二一廉范伝）

(81) (魏霸) 和帝時為鉅鹿太守。以簡朴寬恕為政。掾史有過、霸先誨其失、不改者乃罷之。吏或相毀訴、霸輒稱它吏之長、終不及人短。言者懷懃、譖訟遂息。（『後漢書』列伝一五魏霸伝）

(82) (趙廣漢) 遷潁川太守。先是、潁川豪傑大姓相与為婚姻、吏俗朋黨。廣漢患之、厲使其中可用者受記、出有案問。既得罪名、行法罰之。廣漢故漏泄其語、令相怨咎。又教吏為鯁筭、及得投書、削其主名、而託以為豪傑大姓子弟所言。其後彊宗大族

家家結為仇讐、姦兒散落、風俗大改。吏民相告計、廣漢得以為耳目。盜賊以故不發、發又輒得。堯切治理、威名流聞。（『漢書』卷七六趙廣漢伝）

(83) (韓延壽) 遷淮陽太守、治甚有名、徙潁川。潁川多豪彊、難

治、國家常為選良二千石。先是趙廣漢為太守、患其俗多朋黨、故構會吏民、令相告訐、一切以為聰明、潁川由是以為俗、民多

怨讐。延壽欲更改之、教以礼讓、恐百姓不從、乃歷召郡中長老

為鄉里所信向者數十人、設酒具食、親與相對、接以礼意。人人

問以謠俗。民所疾苦、為陳和睦親愛銷除怨咎之路。長老皆以為

便、可施行。因與議定嫁娶喪祭儀品、略依古礼、不得過法。延

壽於是令文学校官諸生皮弁執俎豆、為吏民行喪嫁娶礼。百姓遵用其教、壳偶車馬下里偽物者、棄之市道。數年、徙為東郡太守。

黃霸代延壽居潁川。霸因其迹而大治。（『漢書』卷七六韓延壽伝）

(84) 牧野翼「漢代における復讐」（一九四四初出、『牧野翼著作集』二、御茶の水書房、一九八〇所収）、增淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」（一九五一初出、同氏前掲書所収）等

(85) 世祖勇任氣、卒咸不揆於人。歲凶、橫道傷殺、怨讐衆多。会世擾亂、恐為怨讐所擒、祖父汎孚家櫝載、就安今稽、留錢唐具以賈販為事。生子二人、長曰蒙、少曰誦。誦即（王）充父。祖

世任氣、至蒙、誦滋甚。故蒙、誦在錢唐、勇勢凌人、末復與豪

家丁伯等結怨、挾家徙處上虞。（『論衡』自紀篇）

(86) 光武遂將賓客還舂陵。時（劉）伯升已會衆起兵。初、諸家子弟恐懼、皆亡逃自匿曰、伯升殺我。及見光武絳衣大冠、皆驚曰、謹厚者亦復為之。乃稍自安。（『後漢書』光武帝紀上、地皇三年十一月條）

(87) (陳寵) 後轉廣漢太守。西州豪右并兼、吏多姦貪。訴訟日百數。寵到、顯用良吏王渙、譚顥等、以為腹心。訟者日減、郡中清肅。（『後漢書』列伝三六陳寵伝）

なお王渙・譚顥が功曹・主簿に任命されたことは註（25）に引いた『後漢書』王渙伝にみえる。

(88) 註（25）引『後漢書』王渙伝